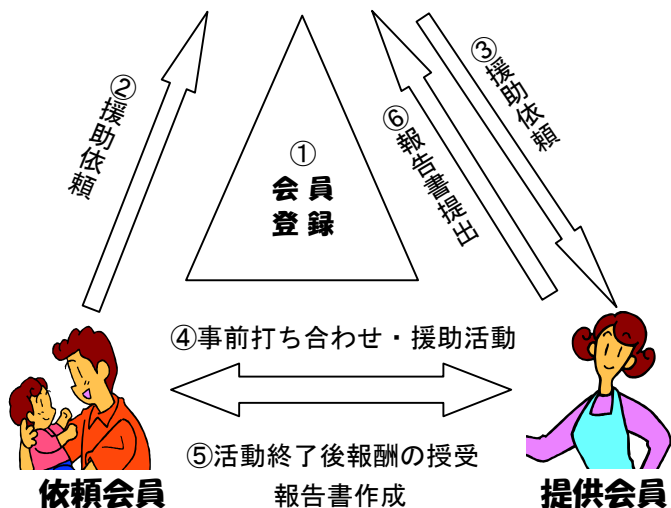




ファミリーサポートセンター



山陽小野田市 ファミリーサポートセンター

ご利用の手引き



- ①センターに会員登録をしてください。
援助を受けたい方→**依頼会員** 援助をしたい方 → **提供会員**
両方を希望する方→**両方会員**
- ②センターに援助の申し込みをします。
予定が決まり次第早めにご連絡ください。
- ③センターが条件に合う提供会員を紹介します。
- ④会員同士で事前の打ち合わせをした後、提供会員が援助活動を行います。
キャンセルの場合は早めの連絡を
- ⑤終了後報酬の受け渡しをして、報告書を作成します。
- ⑥提供会員は作成した報告書をセンターに提出します。

ファミリーサポートセンター受付時間
月曜～金曜日(祝日及び年末年始を除く)
8:30～17:00

〒757-8634
山陽小野田市大字鴨庄94
山陽小野田市山陽総合事務所2F
TEL. FAX (0836) 72-0651

ファミリーサポートセンターについて

ファミリーサポートセンターは、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、助け合う相互援助活動の会員組織です。



例えばこんなとき・・・

- ★保育施設等への送迎
- ★保育施設等の開始前や終了後に子どもを預かる。
- ★学校の放課後や学童保育終了後に子どもを預かる。
- ★保護者の病気や急用等のときに子どもを預かる。
- ★冠婚葬祭や他の子どもの学校行事のときに子どもを預かる。
- ★買い物等外出するときに子どもを預かる。 など

援助活動は・・・

- ☆原則として提供会員宅で行います。（依頼会員宅も事情により可能）
- ☆土・日曜、祝日、早朝、夜間（原則10時まで）も可能ですが、宿泊は行いません。
- ☆会員相互の援助活動なので、依頼の条件に合う方が見つからない場合もあります。
- ☆会員はファミリーサポートセンター補償保険に一括加入します。（保険料は山陽小野田市が負担します）

会員登録



登録できるのは・・・

【依頼会員】

- ◆山陽小野田市に住所のある方で、0歳から小学校6年生までの子どもさんのいらっしゃる方

【提供会員】

- ◆送迎や自宅で子どもさんを預かれる方ならどなたでも、資格は問いません。

【両方会員】

- ◆依頼会員と提供会員を兼ねることもできます。

申し込みは・・・

- ◇山陽小野田市ファミリーサポートセンター（山陽総合事務所2階）へ印鑑を持参のうえ、ご来所ください。
- ◇会員登録の際に、証明書用の写真を撮影します。
- ◇登録の際に、簡単にシステムの説明をしますが、改めて事前講習を受けていただきますので、受講の日程調整等をお願いします。

ファミリーサポートセンター受付時間

月曜～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

8:30～17:00

援助活動の流れ



援助の依頼は・・・

- ①依頼会員はセンターに電話、ファックス又は来所して、受けたい援助の内容を相談します。
※休日、早朝、夜間等でセンターに連絡がつかないときは、地域のサブリーダーに連絡します。
- ②センターのアドバイザーは、援助の条件に合う提供会員を探して連絡をします。
- ③提供会員から依頼会員へ連絡をします。
- ④依頼会員と提供会員は事前打ち合わせを行います。
※定められた様式で必ず行ってください。

援助活動は・・・

- ①事前打ち合わせのとおりに行なってください。とくに約束の時間は必ず守るようにしてください。

援助活動が終わったら・・・

- ①依頼会員は決められた報酬と、事前打ち合わせのときに取り決めたその他の経費を提供会員に支払います。
- ②提供会員は、活動報告書（3枚複写）を作成し、双方の確認印を押して3枚目をセンターへ提出します。

○会員同士による、有償ボランティアの助け合い活動です。過度の期待、過度の負担は避け、お互いに節度をもって利用し、活動しましょう。

○依頼会員と提供会員の信頼関係を保つことが大切です。事前打ち合わせ等では、お互いを理解し合うように心がけましょう。

報酬について



報酬の基準は・・・

- ◆山陽小野田市ファミリーサポートセンターの報酬の基準は以下のとおりです。

一般保育	昼 間 7:00~19:00	1時間あたり 600円
	早朝 ~7:00 夜間 19:00~	1時間あたり 700円
	土・日・祝日	1時間あたり 700円
病 児 保 育		1時間あたり 700円

- ◆最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- ◆時間を延長したときは、30分未満は半額、30分を超えて1時間までは1時間とします。
- ◆同一世帯の子どもを2人以上預かる場合は、2人目からは基準額の半額とします。
- ◆取消料は、以下のとおり依頼会員が提供会員に支払ってください。
前日までの取消・・・無料
当日取消……………上記基準額により算定された額の50%
無断取消……………全額
- ◆食事（ミルク）・おやつ代は、依頼会員で用意又は実費を負担します。また、交通費など事前打ち合わせ等において提供会員が用意し、依頼会員が実費を負担することとした経費について支払ってください。

ファミリーサポート補償保険について

サービス活動中の事故に備えて、会員はファミリーサポートセンター補償保険に加入することになります。（保険料は市が負担します。）

1 サービス提供会員傷害保険

提供会員がファミリーサポートセンターの活動中（往復途上も含む）に偶然の事故より被った傷害について補償します。

補償内容	補償額	補償内容	補償額
死亡	500万円	入院日額	3,000円
後遺障害	500万円～15万円	通院日額	2,000円

2 賠償責任保険

提供会員が活動中に、依頼会員の子どもや第三者に対して身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、負担する賠償金などを補償します。

補償内容	補償額
対人・対物賠償金	1事故につき 2億円

3 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが保育サービスを受けている間に、事故等により傷害を被った場合に、提供会員の過失の有無にかかわらず補償します。

補償内容	補償額	補償内容	補償額
死亡	300万円	入院日額	3,000円
後遺障害	300万円～9万円	通院日額	2,000円

◎会員同士であっても、センターを通さずに行った援助活動については補償の対象となりません。必ずセンターを通してください。

会員としての心得

ファミリーサポートセンターの活動は、会員同士の信頼関係の上に成り立つものです。

- ☆活動の趣旨を十分理解し、決まりを守りましょう。
- ☆お互いのプライバシーを守りましょう。
- ☆事前打ち合わせは必ず行い、相互理解に努めましょう。
- ☆事前打ち合わせで決めた援助内容以外のことは求めず、行わないようにしましょう。
- ☆常に子どもの安全を最優先に。
- ☆援助の取消しは早めの連絡を。
- ☆センターを通さない援助活動は行わないようにしましょう。
- ☆援助活動中に事故が起きたときは、速やかにセンターに連絡してください。

子育てみんなで支え合い

